

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第一の56項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表の81項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		(以下を追加) 上記の事務には、戸籍関係情報の照会事務を含む。	事後	戸籍法の一部改正に伴う追記
令和7年10月28日	I-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。	3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	I-4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	番号法の改正に伴う修正

令和7年10月28日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(74、75の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	II-2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	正確かつ公平・公正な児童手当業務を行うにあたり、児童手当及び特例給付対象者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有するもの。	正確かつ公平・公正な児童手当業務を行うにあたり、児童手当対象者の特定等に必要範囲の特定個人情報を保有するもの。	事後	文言修正
令和7年10月28日	II-5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1、3、4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二 26項 番号法第19条第8号別表第二 87項 番号法第19条第8号別表第二 106項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	II-5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2	提供先: 社会福祉協議会 ①番号法第19条第8号別表第二 30項 ②社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先: 都道府県知事等 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161項 ②「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正に伴う修正

令和7年10月28日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表第1に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務	番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	文言修正
令和7年10月28日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転 その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体を用いる場合には、Ⅱ.6特定個人情報の保管・消去に記載の措置を講ずる。	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。	事後	文言修正